### 警告書の取扱いにおける実務的 チェックポイント

・送付する場合と 特許侵害に関する警告書を作成・ 受領した場合のそれぞれの注意点

カークランド&エリス法律事務所

中町昭人

法案が下院にて本年7月に可決さ 改革(Patent Reform)に関する 向性をさらに推し進める特許制度 力を抑える方向の判決を立て続け に出してきた。 また、米国の国会では、 現在上院において審議されて 、その方

> 特許を権利として活用するために キル向上のみならず、自社保有

自らが警告書を積極的に出し

また、そういった「守り」のス

### の存在 らすパテント・トロールー、警告書の増加をもた

リスクは近年も増加の一途を辿っ ているといって差し支えないであ 米国における特許訴訟に関わる

ばしば「パテント・トロール ドからは嫌悪の意味も込めて、 るビジネスを行っている企業サイ 行う会社(その多くは、実体のあ ルして多方面から特許を買い集 巨額の資金を投資ファンドにプー て年々高まっていることは明らか ステマティックに特許権の行使を ための一手段(vehicle)と捉え、 で効率よく経済的リターンを生む 存在感が、米国の特許訴訟におい (patent trolls)」と呼ばれる)の 特許と特許訴訟を比較的短期間 極めてビジネスライクかつシ

> る可能性も否定できない)、米国 がさらに特許買収ファンドに流れ 行き場を失った大量の資金の一部

のベースが今後も各社・各国の知

(そして世界) 市場における競争

きを続けるであろうし(昨今の ト・トロールは引き続き活発な動

既に多額の資金を集めたパテン

ブプライム・ローン問題の影響で

をかけるべく、特許権の範囲や効 ぎた特許権の保護に一定の歯止め 年、米国連邦最高裁判所は行き過 こうした状況を背景に、ここ数

が一層重要となる。 率的な対応とリスクマネジメント ないため、警告書への効果的・効 当面は増えていくと考えざるを得 侵害の警告書を受け取るケースも 場で競争を続ける日本企業が特許 そうだとすれば、今後も米国市 される。

加の傾向を当面は辿るものと予想 を考慮に入れても)基本的には増 おける特許訴訟は(国際的な技術 ていくと考えられる以上、米国に 的財産の優位性に一段とシフトし

ェアのオープンソース化への流れ の標準化活動の広がりやソフトウ

する総体的なリスクの量を短期間 で急激に減少させるとは考えにく 特許訴訟の数やそれに伴って発生 高裁や国会の動きが米国における しかしながら、これらの連邦最

第一歩となる。
の作成・発送は多くの場合、そのの作成・発送は多くの場合、警告書い。権利は実際に行使して初めていく「攻め」の姿勢が欠かせな

この論考では、米国特許を保有する特許権者の立場で警告書を作する特許権者の立場で警告書を作成し侵害行為を行っていると考え成し侵害行為を行っていると考えれとは逆にその警告書を受け取った側の立場に立った場合のそれぞれにおいて、注意すべき基本的事項について指摘・解説する。

護士)に相談する際の実務的なチ ち米国の特許訴訟を専門とする弁 この分野の米国の専門家(すなわ 題点や観点に焦点を当て、 が誤解をしたり見落としやすい問 その担当者から第一次的に相談を 立ち入った説明や関連判例の解説 的とするものである。 エックリストを提供することを目 受ける日本の弁護士や弁理士等) う日本企業の担当者等(あるいは よび受領した警告書への対応を行 は省略し、警告書の作成・送付お 紙面の制約上、 各論点について 彼らが

特許侵害に関する警告書の処理にまつわる法律・判例そして実務にまつわる法律・判例そして実務と言ってよいと考えられ、この分と言ってよいと考えられ、この分と言ってよいと考えられ、この分と言ながのに表がある。

概ね達せられたものと考える。 概ね達せられたものと考える。 との分野の米国の判例は最近非常 この分野の米国の判例は最近非常 この分野の米国の判例は最近非常 ことに今一度気付いていただけ ないリスクを抱え込むおそれがあることに今一度気付いていただけ れば、筆者としては本稿の目的は 概ね達せられたものと考える。

### 合の注意点 告書を作成・送付する場=. 特許侵害に関する警

### 1. 警告書の意義・目的

警告書(cease-and-desist letter または warning letter)とは、 ter または warning letter)とは、 特許権者が特許侵害を行っている と考える者に対し、特許侵害の存 在を通知した上で、侵害行為の中 止を求め、または特許のライセン への取得を求める書面を一般に指 す。

警告書を出す基本的な目的は、相手方に特許の存在を知らしめることで、多額の費用のかかる訴訟を避けつつ、任意の交渉ベースで、相手方に侵害行為の中止やライセルス取得を受諾させる、という点にあるのが大半であるが、これをは律的な観点から見ると、以下の点が重要である。

法 (注1) の下では、特許の対象 ① 侵害の現実の通知:米国特許

> 書来ング(constructive notice)を まった場合には、侵害者に侵害の 意った場合には、侵害者に侵害の にないとされており、これは相手方ないとされており、これは相手方なりとされており、これは相手方な当該特許の存在を偶々知っていた場合でも同様である。従ってた場合には、警告書の送付によってこの現実の通知を侵害者に与えての現大の場合には、警告書の送付によっての現実の通知を侵害者に与えて初めて、それ以降の損害賠償の でも同様である。

② 故意侵害:さらに、米国特許 (innocent infringement) の抗弁 (innocent infringement) の抗弁 を退け、故意による侵害(willful infringement) を主張・立証する ための強い根拠となりうる。

警告書がこれらの法的効力を発生するためには、当該特許(番号)と具体的な侵害行為が合理的な程度に特定されていなければなら度に特定されていなければなら時に特定されていなければなら当時ではその目的を達成しない 十分に特定しない抽象的な記載の 一分に特定しない抽象的な記載の 電性が大であることに留意する 整告書がこれらの法的効力を発

インフォーマルな形での証拠開示保全を図る目的や、訴訟提起前のLaches等の抗弁を回避し権利のさらに警告書は、いわゆる

る。 顧客への送付されるケースもあ ジネス戦略の一環として相手方の の要求と絡めて利用されたり、ビ

である製品に対して"patent"また

は"pat."及び特許番号によるマー

# 違反など 親争防止法・独占禁止法 発うリスクその1:不正2.警告書の作成・発送に

訟を提起したものの、結果として 当な権利の行使それ自体が同時に れるのは当然である。つまり、 れを主張して行使することが許さ 産的損害について、原告は原則と 裁判所に特許は無効または侵害な belief) 他人に権利行使を行い訴 と真摯に信じて (in a good faith 不法行為になることは通常ない。 た餅に過ぎないから、権利者はそ して責任を負うものではない や訴訟に関連して被告に生じた財 しと判断されても、その権利行使 特許権者が特許権の侵害がある 行使できない権利など絵に描 正

を行使できる方法や条件について を行使できる方法や条件について 一切制約がないことを意味しな う行為は、多くの場合、競合相手 に対して競争行為を中止するよう に求めるものであり、その意味で 本質的には反競争的な要素を含む 存為であることを否定できない。 それが許されているのは、それ が知的財産権の正当な行使である

### アメリカの特許訴訟新傾向とそれへの対応

る。 適用除外を受けているためであ という根拠において独占禁止法の

従って、知的財産権の行使が、本来の目的を逸脱して主として反本来の目的を逸脱して主として反為合い。目的のために行われる場合には、それ自体が不正競があるとかなされるおそれが生じることになる。

警告書は、特許権者にとって強警告書は、特許権者にとって強っな武器にもなりうるが、使い方を認るとそれにより自分自身が大を認るとそれにより自分自身が大くならない。

特許の行使が正当な意図によるもものか、反競争的な意図によるもものか、反競争的な意図によるものかの境界線は、警告者の主観に関わる判断であり、米国の判例上関わる判断であり、米国の判例上関わる判断であり、米国の判例上記められるリスクが高いと過去の判例上認められておると認められるリスクが高いと過去の判例上認められておる。

② 相手方の顧客に対して広く警ついて誤りがある場合 警告書の内容に重要な事実に

告書を出す場合

を一向に行わない場合(注4) 警告書を繰り返し送付するだ

もし仮に、反競争的な目的のために警告書が発送が行われたと裁めに警告書が発送が行われたと裁判で認められた場合には、不正競判で認められた場合には、不正競判で認められたな妨害(tortious interference with business relationships)、名誉毀損(defamationships)、名誉毀損(defamationships)、名誉毀損(defamationships)、名誉毀損(defamationships)、名誉毀損(defamationships)、名的責任を問わなる。

世のみならず、その後の訴訟にお任のみならず、その後の訴訟において手続的または証拠法上の制裁や不利益が課されるおそれも無視や不利益が課されるおそれも無視や不利益が課されるおそれも無視できない。具体的には、Patent misuseやUnclean handsなどの法理により特許権が執行不能(unenforceable)とみなされたり、連邦民事訴訟規則(Rule 11)上連邦民事訴訟規則(Rule 11)上の制裁を受けたり、特許侵害訴訟の制裁を受けたり、特許侵害訴訟の制裁を受けたり、特許侵害訴訟によりない。

### 

成・発送する際のもう一つの大き特許権者にとって警告書を作

確認訴訟の提起を許すことであ で在確認訴訟(declaratory judgment action)の裁判管轄権 い、自らが特許侵害訴訟を提起す る前に、相手方からの債務不存在 る前に、相手方からの債務不存在

米国法の下では、「現実の係争」 (actual controversy) がある場合 には、裁判所は当事者の適切な訴 には、裁判所は当事者の適切な訴 係を宣言(確認)できるとされて いる(注6)。従前の判例の下では、 特許訴訟に関して「現実の係争」 があると認められるためには、特 があるとされて いて客観 起してくる可能性」について客観 起してくる可能性」について客観 あることが必要とされていた。

におよびその弁護士)は、前記の(およびその弁護士)は、前記の(およびその弁護士)は、前記のとおり、相手方に特許侵害についとおり、相手方に特許侵害についで、「特許権者が近いうちに訴訟で、「特許権者が近いうちに訴訟を提起してくる可能性」についてを提起してくる可能性」についてを提起してくる可能性」についてを提起してくる可能性」についてをおい形で警告書を作成することがある程度可能であった。

控訴裁判所(CAFC)(注9)の所(注8)とそれに続く連邦巡回ところが、最近の連邦最高裁判

行使の主張を受けないために、

ことであ者に対して債務不存在確認訴訟を 務不存在各判決により、この点について判 の有無は個別の事案の事実関係の 中で柔軟に認定されることになっ た。ことになって、相手方が特許権 で表表にた。

提起できるためには、特許権者から具体的な訴訟提起の可能性の示ら具体的な訴訟提起の可能性の示唆を受けていることは必ずしも必唆を受けていることは必ずしも必要でなくなった。 これは裏を返せば、特許権者にとっては、相手方から債務不存在確認訴訟を提起されない形で警告書を作成することがより困難になったこと、つまり警告書を発送しったこと、つまりという。 起されるリスクが高まったことを起されるリスクが高まったことを

## 4.警告書を作成・発送す

意味する。

を作成・発送する場合に特に注意を作成・発送する場合に特に注意を作成・発送する場合に特に注意すべき点は次の通りである。
① 自社(またはクライアント)のビジネス上の目的(ゴール)を理解する:これによって初めて、理解する:これによって初めて、であったスタイルやトーンにカストの目的であったスタイルやトーンにカスクマイズすることが可能となる。タマイズすることが可能となる。というな調査を尽くす:侵害者から悪意(Bad faith)による権利の思うに対している。

である。また、社内弁護士がいる現は原則として使わないのが得策可能性を示唆する以下のような表めには、警告書の中に訴訟提起の

在についてどの程度のレベルの認在については、判例上、必ずしも明確な基準があるわけではないが、新な基準があるわけではないが、新な基準があるわけではないが、新な基準があるわけではないが、新るを持っている慌てることのないように、自社特許の有効性とクレームの範囲、および相手方のイ号製品に関する事前の十分な調査・確品に関する事前の十分な調査・確品に関する事前の十分な調査・確品に関する事前の十分な調査・確した上で)が従前にも増して重要した上で)が従前にも増して重要したったと考えられる。

③ 警告書に誤った情報を記載しない:警告書にできるだけ迫力をおい・警告書にできるだけ迫力をおたせたいがために、つい必要以上に事実を強調した表現が用いられがちであるが、手持ちの証拠で正明(疎明)・サポートできないことは一切記載するべきではない。当然ながら、出願中の特許を成立済みであるかのように記載してはならないし、明らかにクレームの記載範囲を超える権利主張を行うことは、全体の権利主張を行うことは、全体の権利主張を行うことは、全体の権利主張を行うことは、全体の権利主張をいので避けるべきである。

"will seek redress from the courts"

"intend to protect/enforce patent rights"

"will file suit"

"avoid litigation"

"take any steps necessary"
⑤ 警告書発送後の展開を見通しを予め立て、起こりうる訴訟について予め必要な準備を行うこと。事案と状況によっては、必要な場合にすぐ訴訟を提起できるよう合にすぐ訴訟を提起できるように、警告書発送前に訴状を予めドに、警告書発送前に訴状を予めド

意点告書を受領した場合の注Ⅲ.特許侵害に関する警Ⅲ.

# の選択肢 一の選択肢

ものが考えられる。 選択肢としては、一般的に以下の警告書を受領した場合の対応の

① 単純に無視

轄権の発生をできるだけ避けるた

債務不存在確認訴訟の裁判管

公・チャート等)を要求③ 返信し、追加情報(クレーライセンス取得を拒絶

実質的な回答にはさらに時間を

④ 返信し、ライセンス交渉を開

訴訟を提起⑤ 返信する前に債務不存在確認

# 返信に当たっての留意点2.警告書に対する最初の

ことになりかねない。
のが安全であると考えられる。さり、遅滞なく何らかの返信をするり、遅滞なく何らかの返信をするのが安全であると考えられる。されない限

ただし、この書面の送付が権利にならない。

をが重要である。 立場であることを明確に述べるこ 立場であることを明確に述べるこ とが重要である。

明確に否定が難しい点については、特に初期の回答では相手の主は、特に初期の回答では相手の主点については沈黙を守り、その後点については沈黙を守り、その後点については沈黙を守り、その後小のオプションをできるだけ広く確のオプションをできるだけ広くでいた。

要するのであれば、最初の返信の中にそのように述べて何ら差し支 れれば、こちらから逆に質問をし れれば、こちらから逆に質問をし て相手の回答を求め、また特許権 て相手の回答を求め、また特許権 との主張をサポートする証拠(ク レーム・チャート等)の送付を求めるべきである。

ライセンスの付与を求める方向で返信を行う場合でも、ライセンス交渉が決裂した場合に備えて、ス交渉が決裂した場合に備えて、なるでがでしておくべきであり、返信をその旨工夫してドラフり、返信をその旨工夫してドラフ

# 関する初期調査・分析のバックグラウンド等に3.警告書の内容と送付元

る。

であるかの初期分析が重要となーム)の内容および送付元が何者警告書とその中の権利主張(クレ警告書との中の権利主張(クレッなのができた。

① 送付元が自社と競合相手からのうか?:警告書が競合相手からのものである場合、送付元は市場の独占性の確保を警告書送付の目的としており、ライセンスを付与する意思はないケースも多いので、最終的に訴訟に至ることも覚悟した形の対応を最初から行わざるをた形の対応を最初から行わざるをた形の対応を最初から行わざるを

### カの特許訴訟新傾向と

対し、送付元が非競合の会社であ る可能性が高い。 限り避ける方針で交渉に臨んでい り、訴訟(トライアル)はできる の取得に尽きる場合が大半であ 告書の目的は基本的に金銭的対価 を切っているケースも多いが、警 に攻撃的であり、交渉に短い期限 る場合には、警告書の内容は非常 ったり、パテント・トロールであ

て早急に情報を収集する。 点について、社外弁護士も利用し のがあれば、その条件は?などの ステイタスは?和解が成立したも 訴訟提起があるか?あれば、その 権利主張のパターンは?他に既に ットは自社だけか、他の会社もク レームを受けているか?送付元の 他の類似事例の調査:ターゲ

見積もりを行う。 を行い、仮に訴訟に負けた場合の 自社のリスク・損害額のおよその イ号製品の市場・売上高等の分析 自社のリスクの見積もり:

まとめ

うに、社内または社外の弁護士の 要である。 指示・監督に従って行うことが重 privilege)の保護を受けられるよ 先行技術、イ号製品の調査・分 依頼者秘匿特権(Attorney-client 析:調査・分析の結果が弁護士・ 特許のクレームの範囲、包袋、

討:非侵害 (non-infringement)、 無効 (invalidity)、権利執行不能 ディフェンス (抗弁) の検

不利な結果を招くおそれもある。 ない場合よりも特許権者にとって

exhaustion) 等の抗弁の可能性に ライセンス、特許消尽(patent 羅的に検討すべきである。 上の抗弁(equitable defenses) ついて初期の段階でできる限り網 (unenforceable)、独占禁止法違 (antitrust violations)、衡量法 反訴(counterclaim)・クロ

容易性、C訴訟のコスト(金銭 等の要素を加えて、本件が特許権 的・人的・時間的・ビジネス上) 否・容易性、(B)販売中止の可否・ スかどうかの判断:以上の調査・ 特許の有無 スが否かを総合的に判断する。 者と正面から闘う価値のあるケー 分析の結果に、 正面から闘う価値のあるケー A 特許迂回の可

訴・クロスライセンスできる自社 スライセンスの可能性の検討:反

鑑定書の取得の要否の検討

渉や訴訟の展開についても十分に する場合は、事前に米国の専門家 米国の特許に基づき警告書を発送 見通した上で行うことが重要であ の助言を受けた上で、その先の交

るのが望ましい。 事務所に当初からサポートを受け できる特許訴訟を専門とする法律 な訴訟まで通して安心して依頼が 回答書の作成は、いずれも最終的 なお、警告書及びそれに対する

必ず別々の法律事務所を起用する 書の作成を依頼することは基本的 願で使っている法律事務所に鑑定 棄の範囲が常に問題になるので、 は、Attorney-client privilegeの放 務所と訴訟を担当する法律事務所 べきである。これに対し、特許出 に問題ない。 また、鑑定書を作成する法律事

りも遥かに低いコストで意図した を的確かつ有効に駆使してその後 に出された警告書は、それを出さ 目的を達成できる可能性がある。 の交渉につなげることで、訴訟よ 本的なツールの一つであり、それ 送はその権利行使のために最も基 しかし、十分な準備なしに請求 特許権者にとって、 警告書の発

注

2 1 35 U.S.C. §284 35 U.S.C. §287(a)

privilege)とみなされた例あり。 権の放棄 (Waiver of attorney-client 鑑定書に関する弁護士・依頼者秘匿特 という裁判外でのプレス・リリースが、 は無効であるとの鑑定書を貰っている」 この点、米国の判例の中には、 「自社の弁護士から相手方の特許

> 告書を発送してから相当期間内に訴訟 場合の次のアクションについても十分 とするものもあり、相当期間内に訴訟 肝要である。 出す際には、相手方が警告に従わない が認められた例もあるので、警告書を 特許権者に対して差止命令や損害賠償 提起を行わずに警告書の発送を続けた を提起する「義務」(Duty)がある、 に検討・準備した上で発送することが

35 U.S.C. §285

5

6 28 U.S.C. §2201

sion of a threat of litigation Objectively reasonable apprehen-

∞ MidImmune, Inc. v. Genentech, Inc., 127 S.Ct. 764 (U.S. Jan. 9)

480 F3d. 1372 (Fed. Cir. 2007) SanDisk v. STMicroelectronics.



中町昭人(なかまち・あきひと)

財関連訴訟、M&Aなど 州弁護士。京都大学法学部、ニューヨ カリフォルニア州およびニューヨーク ンフランシスコ)パートナー。日本、 カークランド&エリス法律事務所(サ ーク大学ロースクール卒業。